

令和元年6月25日現在

機関番号：32689

研究種目：基盤研究(B) (一般)

研究期間：2016～2018

課題番号：16H03581

研究課題名(和文) 動的均衡としての世界秩序研究 “権力の形態学”による検証

研究課題名(英文) Studies on the world order as a dynamic balance: reexamination through "morphology of power"

研究代表者

齋藤 純一 (Saito, Junichi)

早稲田大学・政治経済学術院・教授

研究者番号：60205648

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 9,500,000円

研究成果の概要(和文)：「動的均衡」という観点から、近年における世界秩序変容の基本的な特徴を、国家、市民社会、そして資本制市場の三つの要素の相互関係に照らして分析した。グローバル化した市場は、先進国において格差を広げ、中間層の没落を引き起こしてきた。富裕層/債権者が各国家に対するコントロールを強めるとともに、没落する社会層は民主主義の手続きをもっぱら「現状への否」を表出する回路として用いてきた。民主的な手続きが、その時々多数意志を表すだけでなく、国家(国家間の協調)が市場との関係においていかなる役割を果たすべきかについての意見形成の実質をそなえることが、安定した均衡に向けて秩序を回復するためには不可欠となる。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究では、とりわけ、市場のグローバル化が国家とその民主主義のあり方に深甚な影響を及ぼしてきたことを、富裕層ないし国際的な債権者の政治的影響力の増大、メディアの媒介機能の弱化、市民層と公共圏の分断化といった諸側面において明らかにした。福祉国家のもとでの再分配と成長の「均衡」は、社会保障および雇用保障がともに後退するなかで崩れてきた。

本研究は、市場に対する民主的コントロールが可能であるとすればそれはどのようにしてかについて、各国、地域(EU等)、国家間協調による世界内政の三つの面から検討し、それぞれどのような課題があるかを明らかにした。

研究成果の概要(英文)：We examined the changing relations of state, civil society, and market from the viewpoint of "a dynamic balance" of them. Major actors of globalized market have increased their political influences on policies of advanced countries and brought tendencies towards further disintegration of a society.

We focused on democracy seen as the key element of those inter-relations. Democratic institutions are not only for identifying the will of the present majority but also for promoting opinion-formation with respect to possible roles the major institutions of a political society should perform in controlling capitalist market. We identified some major problems to be inquired further inherent in the idea of the democratic control of the market.

研究分野：政治理論

キーワード：国家 民主主義 資本主義 市場 市民社会 権力 社会統合 ポピュリズム

1. 研究開始当初の背景

本研究を始めるに当たっての基本的な問題関心は、20世紀の最後の4半世紀以降進してきた市場中心の世界秩序の再編をどうとらえるかにあった。各国の経済/社会保障政策は、たとえばW・シュトレークが指摘するように、「市場の民」たる国際的な債権者の利害関心によってかなりのところ規定され、また、「国家の民」たる市民間の関係には、経済的・社会的格差の拡大と分断・隔離(segregation)が大きく影を落とすようになった。また、国家と市民との関係においては、「現状への否」の憤懣の表出が民主政治を色濃く特徴づけるようになり、ポピュリズムや排外主義の傾向が強まってきた。本研究を促したのは、これらの変化が互いにどのように関連しあって生じているのかを近年の研究を踏まえつつ分析しようという関心であった。

2. 研究の目的

本研究の目的は、国家 市場 市民社会の接触/摩擦/反撥の動態を明らかにし、互いに異なった形態の権力が行使される3つのセクターの間の「動的均衡」としての世界秩序の実態とその変容を理解することにある。

3. 研究の方法

本研究は、国家 市場 市民社会の3つのインターフェイス、すなわち、国家と市民社会の間(政治社会)、市場と市民社会の間(経済社会)、そして国家と経済の間(政治経済)に注目し、それらが相互にどのように連動して、相互の変化を導いているのかを、データ、統計、研究文献等の各種資料の調査・分析を踏まえて明らかにしようとした。

具体的には、政治理論、比較政治学、国際政治学の研究者が、それぞれの研究関心にもとづいて、各種資料を調査・分析し、関係研究者も招聘した数次の研究会において、研究の中間成果を報告しあい、相互に検討を行って問題に関する理解の共有・深化をはかった。

4. 研究成果

まず、市場 市民社会の関係については、T・ピケティやB・ミラノヴッチらによる格差拡大の原因を歴史的かつグローバルに探求する研究にも依りながら、ミドルクラスの没落、経済的・社会的不平等の拡大、そして生活空間の分断・隔離等により社会の脱統合化が深まりつつある現状を確認した。また、私企業における統治に今日どのような問題(支配 被支配の関係など)があるのかについて、E.アンダーソンらを参照して検討を加えた。さらに、社会の統合をどのように回復するかをめぐってリベラル・ナショナリズムおよび憲法パトリオティズムの構想を比較対照した考察を加えた。

次いで、国家 市民社会の関係については、近年の欧州のポピュリズムについての研究報告も受け、中産下層階級を中心とした憤懣の表出が民主政治を大きく左右している現状について理解を深めた。また、そもそもなぜ不平等が問題なのかについてJ. ロールズやT.M.スキャンロンらを参照して理論的な検討を行った。さらに、市民間の平等(equal citizenship)の維持し、支配や抑圧の関係が市民の間に生じることを阻止しようとする「関係論的な平等主義」の議論、各人の選択に反応する一方、各人がコントロールできない運の影響を中和化しようとする、いわゆる「運の平等主義」の議論についてもやや立ち入って検討し、これらの議論がどのように接合しうるのかについて考察した。

そして、国家 経済の関係については、グローバルな市場はどのような制度によって編成されてきたのかについて概観するとともに、WTO 等グローバルな制度的秩序がどのような不正義を引き起こしてきたかについてT. ボッゲらの研究によって考察した。またグローバルな「人の移動」(経済移民、頭脳流出等)についてもとくに検討を加え、移民の受容(送り出し)が正当化される条件とは何かについて探求した。さらに、短期的・投機的な資本の移動を制御しうる制度構想、グローバルな資源の消費について一定の条件をつける制度構想、再分配と区別される当初分配(pre-distribution)の重要性への注目等、市場を補正する制度や政策指針について検討した。市場をどのような回路を通じて、またどのような制度や政策を通じて統治すべきか/しうるのかについては論争があり、資本主義と民主主義は今後どのようなかたちで両立可能なかをテーマとする研究につなげ、引き続き検討することとした。

全体を通じて、民主主義が、秩序均衡の破綻ないし回復の鍵をにぎることが本研究に携わったメンバーの共通理解となった。民主主義を通じた社会統合、政治的平等を維持し、再分配を擁護しうる民主的意見 意思形成、国境を越えた民主主義とデモイ(デモスの複数形)の形成、「人の移動」による市民の再定義、グローバルな制度的秩序を民主的に統制しうる制度、現在の多数意思の立憲主義による制御、党派性(partizanship)とそれが果たしうる役割、テクノクラシー(知者による統治)と対比した民主主義に固有の価値など、民主主義の単位(境界)、主体(アクター)、意思形成 決定の手続き、それがもつ道具的および非道具的価値について探求を深めることができた。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計10件)

田村哲樹、「教育政治学」の射程: 「政治/政治的なるもの」と「教育/教育的なるもの」

との区別の導入を通じて、法政論集(名古屋大学)、査読有、2018年、85-108
山崎望、二一世紀に自由民主主義体制は生き残れるか: 正統性の移行と再配置される暴力、国際政治、査読有、194号、2018年、14-28
五野井郁夫、ポピュリズムと「民意」の政治学: 3.11 以後の民主主義、社会思想史研究、査読無、42号、2018年、165-169
千葉眞、「小国」平和主義のすすめ、思想、査読無、1136号、2018年、83-103
遠藤乾、揺らぐ国際秩序は揺らいでいるのか、国際問題、査読無、2018年1月・2月合併号、1-17
五野井郁夫、間接制民主主義と直接民主主義の間: 参加民主主義、熟議民主主義、液体民主主義、社会科学ジャーナル、85号、査読有、2018年、5-22
田畑真一、代表関係の複数性: 代表における構築主義的転回の意義、年報政治学、査読有、2017()、179-200
白川俊介、「頭脳流出」はいかなる道徳的課題を喚起するか: 「移住のグローバル正義論」序説、総合政策研究、54号、査読無、2017年、29-40
高橋良輔、ポスト・グローバル時代の空間秩序像: 古典地政学への回帰?、青山地球社会共生論集、創刊号、査読無、2016年、3-41
岡野八代、関係性アプローチと法理論: ジェンダー平等と暴力の視点から、法社会学、82号、査読無、2016年、22-39

〔学会発表〕(計8件)

山崎望、ケアの倫理論とラディカルデモクラシーの可能性: 新自由主義と権威主義の時代に、日本政治学会、2018年10月、関西大学
白川俊介、Global Justice and Nationality: Reinterpretation of Liberal Nationalist 's Approach, International Political Science Association, July 2018, Brisbane
杉田敦、Marginalization and Theatricalization of Politics, International Political Science Association, July 2018, Brisbane
田畑真一、Deliberative Democracy and Rightness: Beyond Pure Procedural Justice, IVR Japan International Conference, July 2018, Kyoto
遠藤乾、先進国リスク時代の国際協調、日本国際問題研究所、2018年
遠藤乾、デモクラシーと世界秩序、日本国際政治学会、2017年10月、神戸国際会議場
山崎望、危機の時代の民主主義: 民主主義の主体をめぐって、日本政治学会、2016年10月、立命館大学
前田幸男、Post-Secular Securitization and Withering Popular Sovereignty in Japan, Korean Political Science Association, December 2016, KNDA, Seoul

〔図書〕(計5件)

齋藤純一・金井利之ほか、第一法規、縮減社会の合意形成、2018年、240
杉田敦編著、法律文化社、デモクラシーとセキュリティ: グローバル化時代の政治を問い直す、2018年、244
田村哲樹・山崎望ほか、有斐閣、ここからはじめる政治理論、2017年、256
齋藤純一、筑摩書房、不平等を考える: 政治理論入門、2017年、280
遠藤乾、中央公論新社、欧州複合危機: 苦悶するEU、揺れる世界、2016年、294

6. 研究組織

(1) 研究分担者

遠藤 乾 (ENDO, Ken)

北海道大学・公共政策学連携研究部・教授

研究者番号: 00281775

岡野 八代 (OKANO, Yayo)

同志社大学・グローバルスタディーズ研究科・教授

研究者番号: 70319482

押村 高 (OSHIMURA, Takashi)

青山学院大学・国際政治経済学部・教授

研究者番号: 20169296

五野井 郁夫 (GONOI, Ikuo)
高千穂大学・経営学部・教授
研究者番号: 50586310

杉田 敦 (SUGITA, Atsushi)
法政大学・法学部・教授
研究者番号: 30154470

白川 俊介 (SHIRAKAWA, Shunsuke)
関西学院大学・総合政策学部・准教授
研究者番号: 50737690

高橋 良輔 (TAKAHASHI, Ryosuke)
青山学院大学・地球社会共生学部・教授
研究者番号: 70457456

田畑 真一 (TABATA, Shinichi)
日本学術振興会・PD
研究者番号: 90634767

田村 哲樹 (TAMURA, Tetsuki)
名古屋大学・法学研究科・教授
研究者番号: 30313985

千葉 眞 (CHIBA, Shin)
国際基督教大学・教養学部・特任教授
研究者番号: 10171943

山崎 望 (YAMAZAKI, Nozomu)
駒澤大学・法学部・教授
研究者番号: 90459016

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。